6 子育てと仕事の両立に向けた支援

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

新制度における利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。

また、父親の育児参加を積極的に促進するため、両親学級などの開催を通じて父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

(3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV)など、男女共同参画にかかわる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

(4) 子育で後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。

7 母子保健の推進

(1))健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するとともに、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。 また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成など制度を活用できるよう支援します。

(2) 健やかな成長・発達支援

①疾病予防

③「食育」の推進

②乳幼児健康相談:支援の充実

④事故等の防止対策の充実

8 子どもの健全育成の推進

(1) 放課後事業の推進(放課後子ども総合プラン)

①学童保育室の充実

- ③学童保育室と放課後子ども教室の一体運営の推進
- ②放課後子ども教室事業の推進
- ④青少年の居場所事業の拡充

(2) 教育関係機関や地域との連携の推進

児童をめぐる様々な課題に対して、地域の子どもは地域で育てるという理念のもと、教育関係機関をはじめとして、青少年を育てる地域の会、学校応援団などの地域の方々との連携を深め、協力体制を強化することにより、児童の健全育成を推進します。

(3) 子ども・若者育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者をめぐる環境の悪化に伴い、社会生活を円滑に営むことが困難である子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成をするための総合的な育成支援をするために制定された、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の推進に努めます。



戸田市 子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日●平成27年3月

発行者●戸田市こども青少年部 こども家庭課

- 住 所●〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- 電 話●048-441-1800 F A X●048-432-8510









戸田市

子ども・子育で支援事業計画









子どもが輝くまちとだ

~子どもとおとなでつくる確かな次代~

平成27年3月

戸田市

計画の概要

計画策定の背景及び趣旨

我が国においては、少子化が急速に進行しており、その背景として、家族、地域を取り巻く社会環境 の変化や非正規雇用をはじめとする雇用の流動化、結婚・出産等に対する価値観の多様化などが指摘 されています。また、近年における核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が 地域の中で孤立し、子育ての負担感が増大する中で、育児疲れや児童虐待などの問題も大きくクロー ズアップされてきました。

国においては、これらの子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ど も・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一 部を改正する法律(認定こども園法の一部改正法)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律(子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法)」のいわゆる「子ど も・子育て関連3法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。また、「次世代育成支援 対策推進法」は、雇用環境の整備・強化のため、平成37年3月31日までの10年間の延長とされました。

本市においては、これまで推進してきた「戸田市次世代育成支援行動計画」を継承しながら、子ども・ 子育て支援法に基づいた市町村計画の内容を新たに盛り込み、総合的な子ども・子育て支援を推進す るために「戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

位置づけと計画期間

本計画の期間は、法律に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間です。



子ども・子育で支援新制度とは

新制度の概要

平成24年8月に成立した**子ども・子育て関連3法**に基づく制度で、平成27年度からスタートします。

新制度の主なポイント

- ■認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給 付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付 (「地域型保育給付」)の創設
- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こど も園の改善等)
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指 導監督の一本化、学校及び児童福祉施設とし ての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に
- ●地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者 支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブな どの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- ●市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、 給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的 に支える
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備 (内閣府に子ども・子育て本部を設置)
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労 働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者 等が、子育て支援政策プロセス等に参画・関 与することができる什組みとして、子ども・子
 - ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育 て会議)の設置努力義務

子ども・子育て支援給付

- ■現金給付 ●児童手当
- ■教育・保育給付
- ●施設型給付
- ・認定こども園 ·幼稚園
- ·保育所
- ●地域型保育給付
 - ·小規模保育
 - ·家庭的保育
 - ·居宅訪問型保育
 - ·事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業【子育て支援 センター、親子ふれあい広場、戸田公園 駅前子育て広場、さんさん広場】
- ③ 好婦健康診查事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業 【こんにちは赤ちゃん訪問事業】
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業【ショートステイ事 業・トワイライトステイ事業】
- ⑦子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター事業】
- ⑧一時預かり事業【一時保育事業、戸田 公園駅前子育て広場一時預かり
- 9延長保育事業
- ⑩病児保育事業【病児・病後児保育事業】
- ⑪放課後児童健全育成事業

【学童保育室事業】

- ②実費徴収に係る補足給付を行う事業 【実費徴収に伴う補足給付事業】
- (3)多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

【多様な主体の参入促進事業】

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要 性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども(保育の必要性なし)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)

計画の基本理念



子どもが輝くまち とだ ~ 子どもとおとなでつくる確かな次代~



本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応えていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取組を進めてきた「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本理念のもと基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。



主要課題

子ども本位の教育・保育事業

- 1 すべての子どもに対する質の高い 教育・保育の事業の提供
- 2 教育・保育を一体的に担う人材の 確保・育成
- 3 発達障がいを含む特別支援の充実

持続可能なサービス供給体制の確保

- 1 将来的な教育・保育事業のニーズ 量を踏まえた供給体制の整備
- 2 教育・保育提供区域ごとのサービス





多様化する保育ニーズへの対応

- 1 保育の必要性認定要件の緩和等への対応
- 2 乳児を中心とする 潜在的保育ニーズへの対応

妊娠・出産期から学童期まで 切れ目のない支援

- 1 働く保護者が子どもと向き合える環境づくり
- 2 育児疲れなどに起因する児童虐待 の防止
- 3 子どもの育ちに応じたきめ細かな 情報提供
- 4 小学校への円滑な接続

子ども・子育て支援事業の充実

■ 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込と確保の内容は以下のとおりです。

	+位.八								
計	計画 利用者区分 年 日本		1	①確保提供量					
毎度			量の 見込み	特定教育· 保育施設 [※]	確認を受け ない幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設	② 計	2-1
	1号認定		2,691	0	2,920			2,920	229
平成	平 2号認定	学校教育を希望	374	1,798			46	1,844	172
成~	2 与心化	上記以外	1,298						
27 年 度	3号認定	0歳児	208	187		46	25	258	50
度	3 亏祕化	1 · 2 歳児	949	702		120	170	992	43
		計	5,520	2,687	2,920	166	241	6,014	494

	1号認定		2,795	168	2,680			2,848	53
平	平 2号認定	学校教育を希望	400	2,245			46	2,291	0
成	2 与心化	上記以外	1,891						
31 年 度	年 3号認定	0歳児	259	222		50	25	297	38
度	3 与心に	1 · 2 歳児	1,320	958		192	170	1,320	0
		計	6,665	3,593	2,680	242	241	6,756	91

[※]特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、 私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

■ 地域子ども・子育て支援事業の整備

		項目	平成27年度
利用者支援事業		確保提供量	1
	-、親子ふれあい広場、	量の見込み	111,787
戸田公園駅前子育で	て広場、さんさん広場	確保提供量	111,787
妊婦健康診査事業		量の見込み	1,682
江 师		確保提供量	1,682
こんにちは赤ちゃん		量の見込み	1,469
こんにらばかららん	U则问学来	確保提供量	1,469
養育支援訪問事業		量の見込み	4
食月又仮 初问尹耒		確保提供量	4
ショートステイ事業	ž	量の見込み	195
フコード ハノコチョ	κ.	確保提供量	252
トワイライトスティ	了事業	確保提供量	2,260
ファミリー・サポ-	-ト・センター事業	量の見込み	2,238
J) Z J J M	1 (2) 7*	確保提供量	2,238
一時預かり事業		量の見込み	13,602
(幼稚園在園児対象	の預かり保育)	確保提供量	13,602
	一時保育事業	量の見込み	12,426
一時預かり事業	可体用学来	確保提供量	24,600
(預かり保育以外)	戸田公園駅前子育て 広場一時預かり	確保提供量	1,440
延長保育事業		量の見込み	505
烂 及休月 字未		確保提供量	2,428
病児・病後児保育事	巨業	量の見込み	540
かりし、かり又ルボドラ	F#K	確保提供量	2,880
学童保育室事業		量の見込み	1,401
		確保提供量	1,610

か所
延べ利用人数/年
延'(利用人数/ 年
延べ利用回数/年
延'(利用凹载/ 4
人
^
\downarrow
延べ利用人数/年
延"、利用人奴/ 4
延べ利用人数/年
延べ利用人数/年
延 (利用人奴/ 牛
延べ利用人数/年
延 (利用八奴/ 平
延べ利用人数/年
是 (利用人奴/ 牛
延べ利用人数/年
是 (利用人奴/ 牛
延べ利用人数/年
是 竹川八奴/ 牛
延べ利用人数/年
是 特别以及 牛

平成31年度 単 位

3

子ども・子育で支援関連施策の推進

1 就学前における教育・保育事業の充実

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

教育・保育の一体的提供が可能な認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など新たな設置や移行がしやすい制度としています。本市においても、利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを十分にふまえながら、今後認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠なことから、合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援のあり方を検討します。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育で支援事業の充実

すべての子育で家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育で支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育の一体的提供や地域の子ども・子育で支援事業の質・量にわたる充実に取り組みます。

(4)教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

地域型保育事業を利用した子どもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう教育・保育施設と地域型保育事業の情報共有と連携支援を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定ごども園と小学校との連携

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や意見交換、情報交換など連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた支援

(1) 子育でに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

(2) 子育で相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

(4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室など認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

3 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や 地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により子育て不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会における虐待の早期発見の徹底や子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、専門の職員の配置や研修の実施など相談体制を強化し、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による甲親の支援や児童養護施設等への支援など地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育で・生活の支援

- ①母子・父子自立支援員による相談支援の充実
- ②専門的な相談支援の情報提供及び連携
- ③ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ④母子生活支援施設への入所支援
- ⑤住居に関する支援
- ⑥情報提供の充実
- ⑦ひとり親家庭への学習支援





(2) 就業支援

- ①母子・父子自立支援員による就業支援の充実
- ②母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
- ③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ④ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

(3) 経済的支援

- ①児童扶養手当の給付
- ②ひとり親家庭等医療費助成の充実
- ③遺児手半
- ④母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進

5 障がい児施策の充実

(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

また、障がい児が地域の中で育まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期 入所などの障害福祉サービスを提供します。

(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の 向上などに継続的に取り組むことにより、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

また、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

さらに、発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。